





報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び青森県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 第12条第1項の協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）の事務局は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会の事務局が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会の事務局が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき青森県知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(協定管理委員会の設置)

- 第12条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。
- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は三沢市漁業協同組合の役員とする。
- 3 協定管理委員会の事務局は、三沢市漁業協同組合に設置するものとする。

(協定管理委員会の機能及び経費の負担)

- 第13条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその結果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
- 二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
- 三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

(本協定の参加者) 別紙のとおり

(以上)